

## ◆芽室小学校いじめ防止基本方針

### 1 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条)と本校の基本認識

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

上記の理念のもと、本校では「他者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考え方を持つ。また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、下記のように「いじめ防止基本方針」を策定した。

#### —いじめ防止基本方針—

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と相手を思いやる気持ちを育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、授業、遊び、ネット環境など、常に子ども達の様子に気を配る。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内はもとより、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

### 2 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### 3 いじめ対策のための組織

- (1) 名 称 : 芽室小学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員 : 教頭、主幹教諭、指導部、養護教諭、芽室町教育委員会スクールライフアドバイザー、芽室町子育て支援課専門職員等  
※状況に応じて（学校運営地域協力者会議役員、PTA三役）  
※重大事態発生時（学校運営地域協力者会議役員、PTA三役、調査専門家）
- (3) 会 議 : 4月（計画会議）、2月（反省会議）、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。  
\*学校運営協議会委員とPTA三役については、4月、2月、その他必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。  
教頭、指導部（問題行動対策担当）、学級担任、養護教諭  
(場合によって、教科担任やTTも担当者とする)

#### 4 いじめの未然防止と早期発見のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

##### (1) いじめアンケートの実施

いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケートを実施する。

##### (2) 教育相談体制の整備

いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、指導部が主体となって行う。スクールライフアドバイザーとの連携も大切にする。

##### (3) いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。

##### (4) 児童観察による情報収集

学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。指導部はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

##### (5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。

##### (6) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。

##### (7) 各種調査の組織的活用。

子どものための学校調査

##### (8) 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、プライバシーに十分配慮しながら、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### 5 いじめ重大事態への対応

いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（いじめ対策基本法第28条第1項第1号（1号重大事態（生命心身財産重大事態））。または、いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ対策基本法第28条第1項第2号（2号重大事態（不登校重大事態））。

芽室小学校いじめ対策委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、結果に基づいて対策を進める。芽室町いじめ防止基本方針を受け具体的には以下のように示す。

##### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。

##### (2) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。調査の主体は、学校又は教育委員会が行うこととし、事案の特性等を踏まえ、その判断は教育委員会が行う。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、「学校いじめ対策組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処する。

##### (3) 調査を行う組織

調査を行う組織は、「学校いじめ対策委員会」が行う。

##### (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、「いつ、誰から行われ、どのような様態であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなど」の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他訴訟への対応を直接目的とするものではないことは言うまでもなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

## (5) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明するとともに、教育委員会へ報告する。

## (6) 警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携

上記調査等をもとに、必要に応じて警察と連携して対応する。

## 6 いじめの早期解決に向けての取組

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
  - ・事情聴取、整理、分析、まとめ
  - ・対応策の検討
  - ・教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
  - ・被害児童への面談
  - ・加害児童への指導
  - ・事実を認識していた児童への指導
  - ・被害・加害児童の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
  - ・教育相談体制の強化
  - ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

## 7 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「児童理解交流会」を年2回（5月、9月）開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により生徒理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

## 8 全領域における連携の重視

### (1) 各教科

それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。

### (2) 道徳

道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と児童、児童同士の共感的な関係を深め、豊かな体験をとおして内面を鍛える。

### (3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心を育む。

### (4) 総合的な学習の時間

特に、福祉における体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

## 9 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、指導部が担う。

## 10 保護者・地域への情報提供

この基本方針は学校だよりで公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

## 11 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」についての保護者への説明（参観日・PTA総会） いじめ対策委員会①
5月	いじめの学級指導、児童理解交流会
6月	いじめアンケート① 「いじめ対応状況」説明（各学年PTA研修会）
7月	いじめ対策委員会② 学校運営地域協力者会議
8月	子どものための学校調査①
9月	いじめ防止指導強化月間 学校運営地域協力者会議 児童理解交流会
10月	教育相談週間
11月	いじめアンケート② 「いじめ対応状況」説明（各学年PTA研修会、学校だより）全校による「いじめ標語」の取組 学校評価（自己評価）
12月	いじめ対策委員会③
1月	子どもための学校調査②
2月	学校運営地域協力者会議 いじめ対策委員会④
3月	

※学級における「適切な人間関係づくり」は年間を通して実施

## 12 いじめチェックリスト

- いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、懇談、研修会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設定している。
- いじめ対応についての校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、年間2回以上のアンケート調査や、定期的な個別面談を実施している。
- 児童がいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」への対応として、情報収集等具体策を実施している。